



# マイナンバー（社会保障・税番号）制度

## 通知カードが送付されます



マイナンバーの通知カードを住民票の住所宛てに順次送付しています。通知カードに記載されている個人番号は、税・社会保障関係の手続きのために行政機関や勤務先などに提示する場合がありますので、通知カードは大切に保管してください。

個人番号カードの交付について 市民課市民担当（TEL 71・2489 FAX 71・2503）

### ■マイナンバーの通知方法

住民票の住所宛てに、次の書類が簡易書留で送付されます。

- ① 通知カードと個人番号カードの申請書
- ② 返信用封筒
- ③ マイナンバーの説明書類

### ■居情報登録申請の期間延長

入院・施設入所等により住民票の住所に居住していない場合は、通知カードを受け取るための居情報申請が必要です。9月25日までに申請できなかった場合は、引き続き受け付けています。申請書は市民課窓口、総務省ホームページで入手できます。

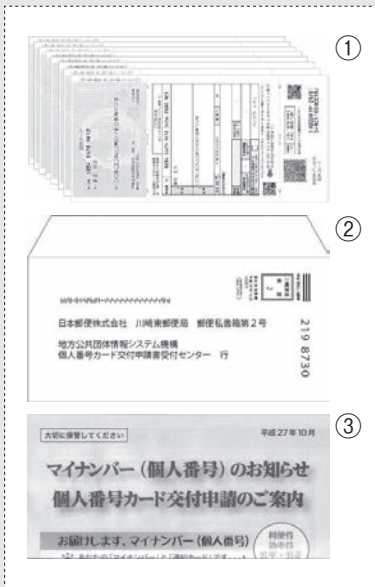
### ■個人番号カードの申請

① 個人番号カードの交付申請は任意です

通知カードは全ての住民を対象に送付されますが、個人番号カードの交付申請は任意です。次に該当する場合は、通知カードに同封されている交付申請書を用いて申請を行ってください。

- ・マイナンバーを証明する書類として、行政機関の窓口や勤務先等へ提示する場合
  - ・各種行政手続のオンライン申請等（例φφφ）に用いる場合
  - ・顔写真付き身分証明書として、本人確認の際、行政機関・金融機関等で提示する場合
  - ・コンビニエンスストアで各種証明書を受け取る場合（※）
- ※安曇野市では平成28年7月以降対応。現在設置している証明書自動交付機は、平成29年9月までに段階的に廃止します。
- 個人番号カードの交付を希望しない、必要かどうか分からない場合は、交付申請の必要はありません。送付された通知カードを大切に保管してください。

### ●送付される封筒



### ② 15歳未満・成年被後見人の交付申請は交付時来庁方式のみです

15歳未満および成年被後見人に係る交付申請については「交付時来庁方式」に限られます。また交付時には法定代理人と本人が一緒に来庁してください。

国からの通知により、広報あづみの214号（9月16日発行号）でお伝えした内容が一部変更されていますのでご注意ください。  
なお、本人が病気等で同行できない場合は、代理人による申請と同様になります。

### ●15歳未満・成年被後見人の個人番号カードの申請方法

#### 申請（交付時来庁方式）

交付申請を郵送などで行い、市役所市民課で個人番号カードを受け取る場合（各支所では受け取れません）

#### 申請方法

個人番号カード交付申請書に顔写真を貼り付け、必要事項を記入し押印の上、同封の返信用封筒に入れて郵送してください。また、スマートフォンやパソコンからインターネットを使って申請を行うこともできます。

▷顔写真（縦4.5センチ×横3.5センチ、最近6カ月以内に撮影した無帽・正面・無背景の写真）



#### 受け取り（市民課窓口）

平成28年1月以降、「個人番号カード交付通知書」が送付されたら、市民課窓口で受け取ります。

#### 申請方法

法定代理人が本人に同行の上、次のものを持参して、市民課（市役所1階2番窓口）で受け取ってください。

- ▷通知カード
- ▷個人番号カード交付通知書
- ▷印章（認印）※ゴム印・スタンプ印以外
- ▷本人および法定代理人の運転免許証、健康保険証など本人確認書類各2点
- ▷法定代理人の資格を証明する書類：親権者は戸籍謄本（原則不要）成年後見人は登記事項証明書
- ▷住民基本台帳カード（持っている場合）

## 事業者の皆さんへ

### ■産業支援コーディネーターをご活用ください

事業者の活動支援を目的に、主に工業系と食品流通系の2業種を専門とした、産業支援コーディネーター（2人）を配置しています。

#### ●支援内容

- 1 経営課題解決支援  
事業所を直接訪問し、さまざまな経営課題を解決するための支援をします。
- 2 販路開拓支援  
各種商談会情報の提供や参加のための具体的アドバイス等、新たな販路に向けての支援をします。
- 3 技術等開発支援  
新技術、新商品、新たなサービスの開発等の企画内容へのアドバイス、市場の需要とのすり合わせ等の支援をします。
- 4 マッチング支援  
事業所を直接訪問し、専門知識等を用いて情報を収集し、新規取引先や事業連携先の開拓支援をします。
- 5 その他の支援  
他にも助成制度等の紹介や、県等の外部機関との連携調整などの総合的なサポート支援を行いますので、気軽に問い合わせください。

商工労政課（市役所3階2番窓口）

商業労政係 TEL 71・2041 工業振興係 TEL 71・2042  
産業連携推進係 TEL 71・2037 FAX 72・1340

## 市制施行10周年記念事業

### ■記念事業（12月の予定）

| 開催時期   | 事業名              | 開催場所            |
|--------|------------------|-----------------|
| 12月5日  | こころの健康を考えるつどい（市） | 豊科ふれあいホール       |
| 12月6日  | 人権のつどい講演会（市）     | 穂高会館（公民館）       |
| 12月12日 | 障害者週間講演会（市）      | 豊科交流学習センター「きぼう」 |

（市民）市民の皆さんが、開催する事業に「市制施行10周年記念」の冠を付けて行う事業、（市）市が開催する事業に「市制施行10周年記念」の冠を付けて行う事業、（市民提案）市民の皆さんが自主的に行う活動を補助金により支援する事業（上限50万円、100%補助）や市民の皆さんと協働で行う事業